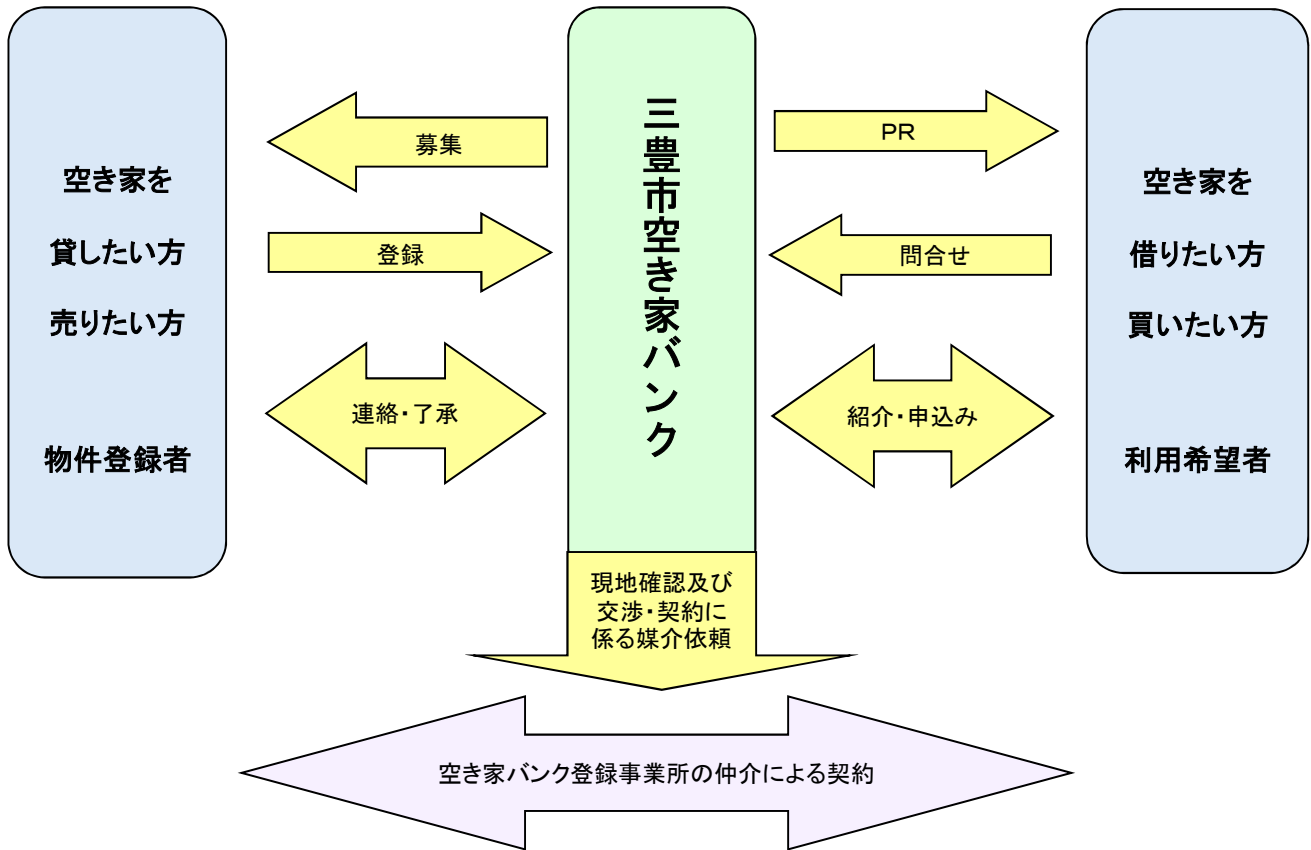


三豊市空き家バンク制度

空き家の情報発信を行い、三豊市への移住・定住を応援します。



❀ 空き家バンク制度について、
くわしくは、ポータルサイト
「みとよ暮らし手帳」をご覧ください。



<http://www.mitoyo-kurashitechou.com/>

三豊市への移住・定住ポータルサイト
みとよ暮らし手帳



🏠 空き家バンク物件情報も掲載中です。

🏠 空き家バンク実績

○ 空き家バンク物件登録件数

379 件

○ 成約件数

287 件

(平成24年4月～平成31年2月末現在)

◆ 申し込み・問い合わせ先 ◆
三豊市役所
政策部地域戦略課
電話 0875-73-3011



空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金について

【売買物件/買主の方へ補助金交付】

対象者・対象住宅・対象工事

- 空き家バンク物件の内、売買物件を購入した空き家バンク利用者
- 空き家バンク登録物件のうち、契約から3年以内の住宅
- 市内業者による30万円以上の工事
- 国、県又は市の制度による補助を受けている場合は、当該補助金額を補助対象事業費から控除する。

補助金額・要件

- リフォーム工事費用の50%で100万円を上限
- 市内業者とは本市に本店をおく建築業等を営む法人又は住所を有する個人です。また、補助対象者と同一世帯の者(本人含む)による工事は対象外。
- 「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」の交付を受けたことがある方又は受けたことがある住宅は補助対象としない。
- 補助金の交付後5年以上、物件利用者が補助対象住宅に居住することが交付の要件。

工事の前に申請が必要です！！

空き家バンク住宅・家賃等補助金について

【賃貸物件/借主の方へ補助金交付】

対象者・対象住宅・対象家賃

- 空き家バンク登録物件の内、賃貸借物件を賃借した空き家バンク利用者
- 平成31年4月1日以降に賃貸借契約を締結した空き家バンク住宅
- 賃貸借契約をし、空き家バンク住宅へ転居・転入した日の翌月支払い分から24ヵ月分の家賃と初期費用1回分について補助

補助金額・要件

- 家賃×1/2又は1万円を上限に24ヵ月＋初期費用×1/2又は3万円を上限に1回
- 「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」の交付を受けたことがある方又は受けたことがある住宅は、補助対象としない。
- 「移住促進・家賃等補助金」「移住促進・新婚世帯家賃補助金」「空き家バンク住宅・家賃等補助金」を受けたことがある方は補助対象としない。

◎平成31年3月末までに売買・賃貸借契約をした空き家バンク住宅については補助対象者・補助対象住宅が上述と異なりますのでお問い合わせください。

○その他の要件もありますので、詳細については三豊市地域戦略課までお問い合わせください。

◆ 申し込み・問い合わせ先 ◆
三豊市役所
政策部地域戦略課
電話 0875-73-3011